

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第13号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項の表中 「次長
局長」 を 「会計管理者
次長
局長」 に改め、「会計管理者」

を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。